

意見書案第3号

意見書案について

別紙、「尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書（案）」を議決されたく会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月28日提出

加西市議会議長 森田博美 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 加西市議会議員 | 黒田 秀一 |
| 賛成者 | 〃 | 別府 直 |
| 〃 | 〃 | 深田 真史 |
| 〃 | 〃 | 植田 通孝 |
| 〃 | 〃 | 松尾 幸宏 |
| 〃 | 〃 | 三宅 利弘 |
| 〃 | 〃 | 高橋佐代子 |

尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書（案）

8月15日、香港の活動家ら14名が乗った船がわが国尖閣諸島沖の領海に侵入し、うち7名が沖縄県石垣市の魚釣島に不法上陸した。沖縄県警はただちに入管難民法違反の容疑で全員を逮捕したが、日本政府は8月17日、全員を中国へ強制送還した。本来ならば、政府は違法行為に対し法と証拠に基づき、厳正に対処すべきであった。

尖閣諸島はわが国固有の領土であるにもかかわらず、平成16年、魚釣島への中国人活動家の不法上陸事件や平成22年に発生した尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件においても政治的決着がはかられ、これまでの政府の対応は国民にとって納得できるものではなく、事なかれ主義によってわが国の主権が侵害され続けてきたと考える。

本議会は、今回の領海侵犯及び不法上陸を許さず、今後も日本国民の生命の安全とわが国の領土・領海を最善かつ最大の努力をもって守るべきとの立場から、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要請する。

- 一、尖閣諸島が歴史的に、国際法的にわが国固有の領土であることを教育や広報などを通じて、国内外に積極的に知らしめること。
- 一、平時において、自衛隊が領土・領海を守ることができるように、領域警備のための法令を整備すること。
- 一、尖閣諸島に灯台・避難港の整備や人員の配置など、さらなる管理の強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月28日

兵庫県加西市議会